



虐待予防に関するお知らせ

## 虐待を見聞きしたら ご連絡をお願いします

**殴る、蹴るだけが虐待ではありません**  
具体的な例は次の通りです

**身体的虐待**  
殴る、蹴るなどの暴力をふるう など

**“虐待かも”と思ったら  
すぐに通報・届け出を!!**  
虐待に気づいた人は通報義務があります。  
早期の対応・支援が本人・加害者の抱える  
問題解決につながります。  
匿名による通報や相談も可能です。  
※通報した人の情報は犯罪に取り扱われ、  
情報は守られます。

**ネグレクト的虐待**  
食事を与えない 必要な医療、福祉サービスを受けさせない など

**性的虐待**  
わいせつ写真等を見せる 性行為を強要する など

### 虐待とは？

**心理的虐待**  
無視する 怒鳴る など

**経済的虐待**  
日常生活に必要な現金を渡さず使わせない など

**虐待のサインを見逃すな!**

頻繁に怪我をしている

ゴミであふれている

服が汚れている など

<b>子どもへの虐待</b>	0581-83-9500 長久手市役所子ども家庭課児童相談課	0581-56-0838 長久手市役所長寿課
<b>親がしるべき虐待</b>	0581-56-0614 長久手市役所福祉課	0581-64-1155 長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター (長久手市小・中学校区に在住の方が対象)
<b>相談先</b>	0581-64-2333 長久手市障がい者基幹相談支援センター	0581-64-5174 愛知たいようの地域包括支援センター (西小・高小・市が岡小・学区にお住まいの方が対象)













□□□□□□□□